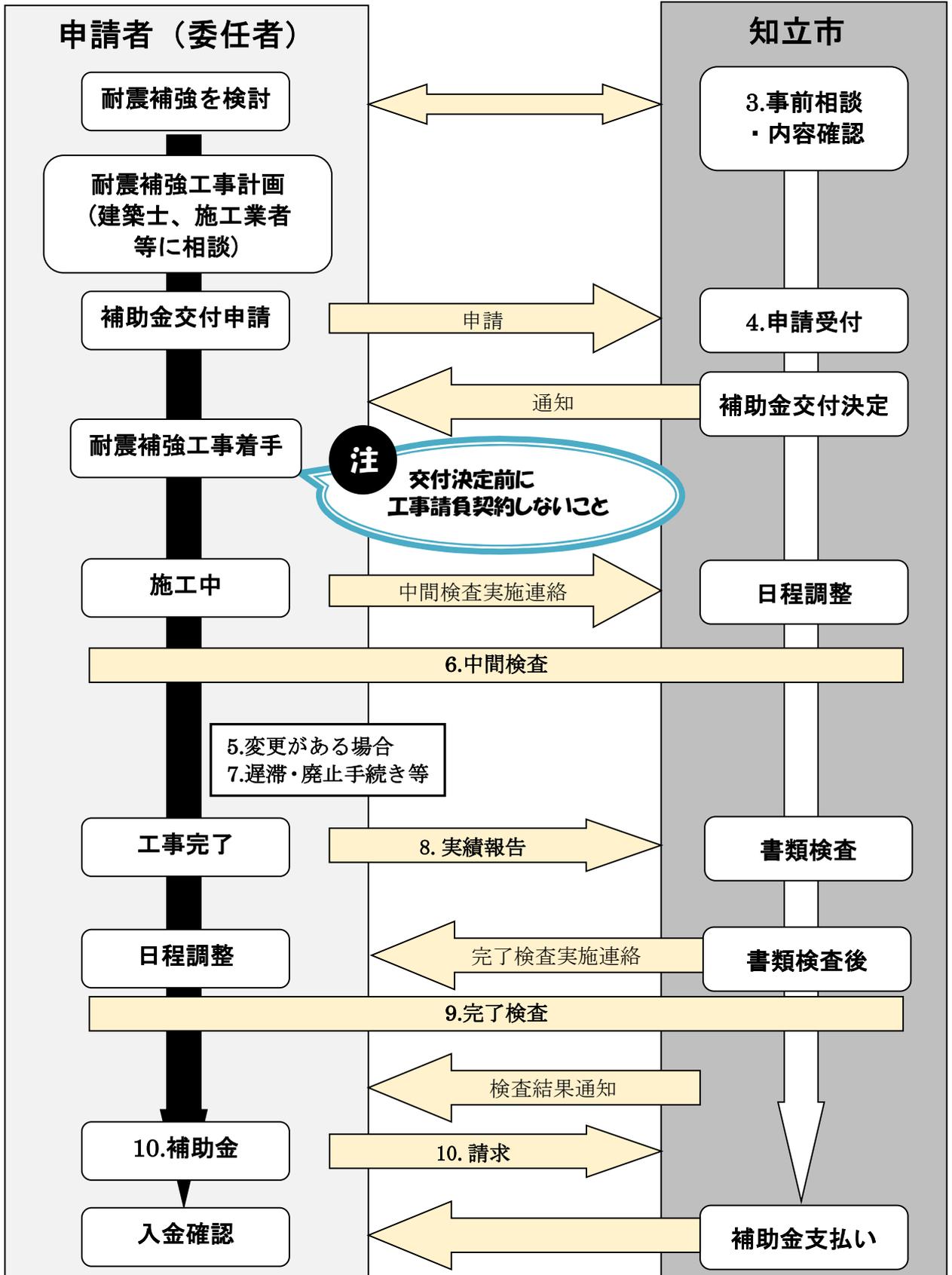


# 木造住宅耐震改修工事補助手続きの流れ



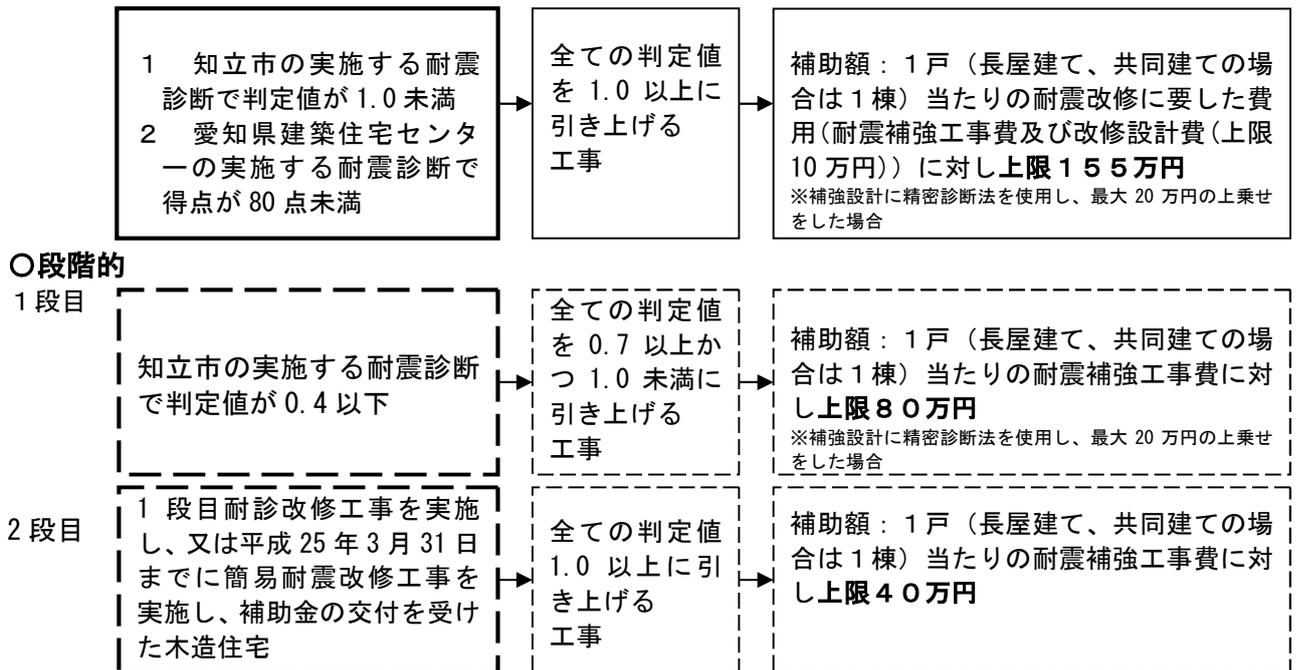
多世代住宅補助金  
併用可能事業

問合せ先  
知立市建設部建築課建築係  
電話 0566-95-0128



## 一定要件の耐震補強工事には補助金が受けられます。

### ○一般型



## 1 補助内容について

補助の対象となるのは、旧基準の木造住宅の耐震診断を受け、地震に対して安全な構造でないものを安全な構造にする改修工事です。下記の全ての項目に該当することが条件となっています。改修工事は次のいずれかに該当する場合があります。

### (1) 一般型

- ① 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断又は平成18年度以降に「(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法」に基づいて(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事(ただし、1.0未満の階別方向別評点を、判定値に0.3加えた数値以上とする工事)
- ② 平成18年度以前に(財)愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震(現地)診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事
- ③ 一般型(上限155万円)  
1戸(長屋建て、共同建ての場合は1棟)当たりの耐震改修に要した費用(耐震補強工事費及び改修設計費(上限10万円))が対象です。精密診断法による改

修設計を行った場合、さらに上限20万円の上乗せ補助もあります。

(2) 段階的

① 1 段目

愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断又は平成18年度以降に「(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法」に基づいて(財)愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を0.7以上かつ1.0未満とする耐震改修工事

② 2 段目

1 段目耐診改修工事を実施し、又は平成27年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅について総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事

③ 段階的 (上限120万円)

1 段目 (上限80万円) 耐震補強工事費が対象です。

2 段目 (上限40万円) 耐震補強工事費が対象です。

1段階目のみ、精密診断法による改修設計を行った場合、さらに上限20万円の上乗せ補助もあります。

## 2 申請者の要件について

(1) 耐震各補助金事業共通事項

知立市耐震関係補助金の交付申請をする人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことが条件となります。

(詳しくは各耐震関係要綱の申請者の要件をご覧ください)

(2) 補助金を受けることのできる人は、市内に存する旧基準木造住宅の所有者(現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。)です。

ただし、市税を滞納している人には補助金は交付できません。

### (3) 補助対象建物

次の各項目にあてはまるものをいいます。

#### 【旧基準木造住宅】

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの)
- ② 在来木造軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅(木造耐震診断結果報告等により確認できるもの)
- ③ 現に居住の用に供しているもの

## 3 事前相談、内容確認について

申請手続きを円滑に進めるため、申請にあたり不明な点等を事前相談、内容確認します。

## 4 申請受付について

### (1) 申請方法

建築課窓口へ直接持ち込んでください。(委任者の場合は委任状必要)

### (2) 提出書類について

別紙「補助金交付申請書類一覧」の書類がすべて整った申請のみを受付します。

### (3) 実施件数

当年度予算の範囲の個数を実施します。交付決定は書類受付先着順とします。

### (4) 受付期間について

工事实績報告を申請年度の2月末までに提出できるものが対象となります。

申請を希望される方は事前にご相談ください。

## 5 変更承認申請について

(1) 変更申請(様式第3)が必要なのは次の場合です。

- ① 改修工事施行個所及び施工方法の変更
- ② 設計又は工事監理の委託を受ける設計事務所の変更
- ③ 補助金の額の変更

(2) 変更申請は次の書類の内、該当するものを添付してください。

〔知立市民間木造住宅耐震改修費補助金変更申請書(様式第3)〕

変更申請書類一覧			
1	変更申請書	様式第3	
2	補助金算定書	別紙1 別紙2-1 別紙2-2	一般型の場合は別紙1、段階的の1段目は別紙2-1、2段目は別紙2-2 変更前を上段カッコ書き、変更後を下段に記入
3	耐震改修の変更内容を表した図面		変更前後を提出し、変更部分を明記
4	耐震改修後の判定値の確認ができるもの		変更前後を提出し、変更部分を明記 <u>建築士の記名及び捺印のあるものに限る</u>
5	変更後の耐震改修工事費の見積書		建築士法第24条の8の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合のみ添付する 耐震改修工事とその他の部分を分けたもの、 <u>施行業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る</u>
変更後の耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
6	建築士免許証の写し		

## 6 中間検査について

- (1) 耐震改修工事が中間検査の工程に達した時、市へ連絡をしてください。日程調整後、適正に施工されているかを確認するため、現場で中間検査を行います。
- (2) 耐震改修工事の状況がわかる(耐震改修工事で用いた接合金物が複数種類目視確認できる・構造用合板で塞いでいない等)段階で市に連絡し、希望日を提示のうえ日程の調整を行ってください。また施工済の補強箇所については写真帳を整備してください。検査当日に確認します。
- (3) 現場での検査は30分程度で実施します。(改修内容による)
- (4) 施工内容の現場確認をするため、当日設計者は立会いをしてください。

## 7 遅滞・廃止等手続きについて

(1) 工事が予定より遅れた場合

耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事を行うことが困難になった場合は、速やかに知立市民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書(様式第5)を提出して、指示を受けてください。

(2) 工事ができなくなった場合

耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、知立市民間木造住宅耐震改修費工事廃止(中止)届(様式第7)を提出してください。

## 8 完了実績報告の手続きについて

(1) 完了実績報告書(様式第8)は、耐震改修工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

(2) 別紙「完了実績報告書類一覧」の書類をすべて整った状態で申請してください。

(3) 完了実績報告書の書類検査後に現場検査を実施します。

## 9 完了検査について

(1) 耐震補強工事が適正に施工され完了しているかを確認するため、現場で完了検査を実施します。

(2) 完了実績報告書の書類検査後、市から申請者へ現場検査の日程調整連絡をします。

(3) 検査当日は施工箇所を確認しますので、迅速に完成状況が目視できるよう家具等の整理をお願いします。

(4) 完了状況を確認する場合があるため、改修内容を把握した請負業者等の者は立会いをしてください。

(5) 検査終了後は補助金支払に向けて今後の手続きの流れの説明を行います。また一般型改修・段階的改修(2段目)の場合は税制控除等の説明を行います。

## 10 補助金の請求について

完了実績報告書を提出し適正と認められたときは、検査結果通知を送付します。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に支払請求書を提出してください。

## 別紙 補助金交付申請書類一覧

提出書類一覧			
1	交付申請書	様式第 1	
工事費の補助金に関連する書類			
2	委任状		
3	補助事業を行う人の住民票		所有者と違う場合は、所有者を含む
4	市税の滞納がないことを証明する書類		
5	固定資産課税台帳登録証明書 (物件証明書)		無料耐震診断結果報告書を添付した場合は除く
6	知立市が実施した無料耐震診断結果報告書、又は財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断書の写し		
7	案内図		
8	平面図・立面図		補強前後、ただし立面図については外壁工事を伴う場合必要
9	耐震補強工事計画書 補強計画図その他補強方法を示す図書		現状耐震診断報告書を含む
10	耐震改修工事後の建物についての耐震診断の総合評価		建築士の記名及び捺印のあるものに限る 段階的改修に関しては、2 段目を想定したのもも必要
11	補助金算定書	別紙 1 別紙 2-1 別紙 2-2	一般型の場合は別紙 1、段階的の 1 段目は別紙 2-1、2 段目は別紙 2-2
12	N 値計算書		接合部 I を使用する場合必要
13	評価シートの写し		減災協による耐震改修評価工法を使用した場合
14	耐震改修工事費見積書		内訳書を添付し、耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること 施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る
耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
15	建築士免許証の写し		
16	建築士法第 24 条の 8 の定めにより交付された書面及び建築士免許証の写し		

## 別紙 完了実績報告書類一覧

提出書類一覧			
1	完了実績報告書	様式第 8	申請者＝建物所有者
2	補助金精算書	別紙 1 別紙 2-1 別紙 2-2	一般型の場合は別紙 1、段階的の 1 段目は別紙 2-1、2 段目は別紙 2-2 変更があった場合は変更前を上段カッコ書き、変更後を下段に記入
3	工事請負契約書の写し		
4	工事費請求書又は領収書の写し		施工業者が発行したものに限る
5	工事写真 写真一覧		補強する全ての箇所の着手前・施工中・完了の写真を提出(写真の無い補強部分の補助採択は出来ません) 材料が判るもの、構造用合板を使用する場合はくぎの間隔が判るように撮影
6		撮影場所を示した平面図	
7		金物一覧、仕様書	
8	改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面		建築士の記名捺印
9	工事内訳書		工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合
耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
10	設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書		内訳書を添付し、耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること
11	建築士法第 24 条の 8 の定めにより交付された書面		
12	設計の委託を受けることを内容とする契約書についての請求書又は領収書の写し		建築士事務所の発行したものに限る 建築士法第 24 条の 8 に定められた書面により契約し、補助申請した場合に限る
税制関係書類			
13	住宅耐震改修証明申請書(所得税・固定資産税)	所得税 1 部・固定資産税 1 部	所得税については申請者が住んでいない住宅は対象外